

第36回南幌町農業委員会総会議事録

令和2年5月27日（水）午前9時00分より、役場各種委員会室において第36回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	馬	場	政	通
2	番	清	水	春	樹
3	番	立	川	久	彦
4	番	青	木	義	春
5	番	江	郷		弘
6	番	瀬	川		徹
7	番	野	呂田	雄一	郎
8	番	南		則	之
9	番	林		裕	司
10	番	渡	邊	信	光
11	番	鍋	山	洋	一
12	番	山	下	義	昭

欠席者

議長 これより、第36回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。9番 林 委員、10番 渡邊 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第36回南幌町農業委員会総会は、5月27日 本日1日限り
といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第36回南幌町農業委員会総会
は、5月27日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。
令和2年4月27日、第35回農業委員会総会を開催した。
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございます
ので、報告済みといたします。

議長 日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知
についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、
賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を
求める。 令和2年5月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、3件でございます。

はじめに1件を説明いたします。

1件目の賃貸人は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

賃借人が、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で10,237㎡他計2筆ございまして、14,827㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和2年5月13日でございます。

以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の1件目は提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

2件目と3件目につきましては、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、清水委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、清水委員は退席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局 2件目の賃貸人は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

賃借人が、南幌町〇〇丁目〇〇の〇〇〇号、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇の〇、田で

22, 137㎡他計3筆ございまして、48, 212㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和2年5月13日でございます。

3件目の賃貸人は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。
賃借人が、南幌町〇〇丁目〇〇の〇〇〇号、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で
8, 031㎡となり、賃貸借の合意解約日は、
令和2年5月13日でございます。以上でございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定
による通知の2件目と3件目は提案のとおり承認することにご異
議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

退席しております清水委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさ
せていただきます。

(暫時休憩し、清水委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議 長 **日程第5** 議案第2号 農用地等のあっせん申出についてを議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん申出について。
南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定

により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。令和2年5月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、2件でございます。

1件目のあっせん申出者は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地の所在が空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で10,237㎡他計2筆ございまして、14,827㎡となります。2件目のあっせん申出者は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地の所在が空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で8,031㎡となります。以上でございます。

6 番 議長 6番

議長 6番 瀬川委員

6 番 只今申出のありました①番のあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇〇〇 〇〇〇〇が適格であると提案いたします。また、②番のあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇〇〇〇が適格であると提案いたします。以上でございます。

議長 只今、瀬川委員より、相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、6番 瀬川委員、10番 渡邊委員、12番 山下委員が適当であると提案いたします。以上でございます。

議 長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第2号農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第6** 議案第3号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 買入協議の要請について。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願ひ、意見を求める。

令和2年5月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、1件でございます。

買入申出者は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で821㎡他計4筆ございまして49,333㎡となります。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和2年5月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が2件でございます。
所有権移転 整理番号2の5の1の買い手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で17,818㎡他計3筆ございまして35,433㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。
整理番号2の5の2の買い手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で696㎡他計4筆ございまして47,212㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。
以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。
以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第4号農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第8** 議案第5号 農業委員会の平成31年・令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 農業委員会の平成31年・令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。

「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付27経営第2933号）農林水産省経営局農地政策課長名通知に基づき、南幌町農業委員会の「平成31年・令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について議決を求める。

令和2年5月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第5号について説明いたします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況の公表を目的としております。

初めに平成31年・令和元年度の目標及びその達成に向けた活

動の点検・評価について説明いたします。

農業委員会の状況。1 農業の概要につきましては、農林業センサス及び耕地・作付面積統計に基づいて記載しております。

2 農業委員会の現在の体制につきましては、新・旧制度に基づく農業委員会の現在の体制を記載しております。

次ページの担い手への農地の利用集積・集約化。1 現状及び課題につきましては、農地面積は、耕地・作付面積統計及び集積面積は、担い手へ利用集積された総面積を記載しております。

集積率は95.5%となっております。

2 目標及び実績につきましては、達成状況は100%となっております。

3 目標の達成に向けた活動は記載のとおりです。

4 目標及び活動に対する評価につきましては、担い手農家への集積を行い、活動を進める上では目標は妥当であり、今後も目標達成を目指して活動を継続するとしております。

次ページ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。

1 現状及び課題は実績がありませんが、2 平成31年度の目標及び実績につきましては、参入実績におきまして1 経営体があり、参入目標を達成しております。3 目標の達成に向けた活動の実績については、昨年農地所有適格法人で研修を経て平成31年度に新規参入者になっております。4 目標に対する評価は記載のとおりです。

次ページ、遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、遊休農地は発生しておりません。活動実績は、農地の利用状況調査を8月から9月に実施し、10月に調査結果を取りまとめております。

次ページの違反転用への適正な対応につきましては、記載のとおり違反転用は発生しておりません。

次ページ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検。1 農地法第3条に基づく許可事務・処理件数は13件です。

2 農地転用に関する事務の処理件数は、一時転用の1件です。

3 農地所有適格法人からの報告への対応ですが、管内の農地所有適格法人数は16法人で、すべての法人が提出しております。

4 情報の提供等について、賃貸料情報の調査・提供につきまし

ては、調査件数 174 件、公表時期は令和 2 年 1 月、農業委員会窓口にチラシを設置及び町ホームページで公表しております。

農地の権利移動等の状況把握ですが、調査件数 30 件で取りまとめ時期は令和 2 年 4 月となっております。

農地台帳の整備につきましては、各月データ一更新し、農地情報公開システムにおいて公表しております。

次ページの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容。農地利用最適化等に関する事務及び農地法によりその権限に属された事務の要望・意見についてはなし。事務の実施状況の公表等。

1 総会等の議事録及び 3 活動計画の点検評価の公表につきましては、町ホームページに公表しております。

続きまして、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明いたします。

農業委員会の状況。1 農家・農地等の概要につきましては、農林業センサス及び耕地・作付面積統計に基づき記載しております。2 農業委員会の現在の体制につきましては、現在の体制を記載しております。

次ページの担い手への農地の利用集積・集約化。1 現状及び課題につきましては、本町の農地面積は耕地・作付面積統計及び集積面積は担い手へ利用集積されている総面積を記載しております。

2 目標案及び活動計画案につきましては、南幌町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき集積率を 95% としております。

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進。2 目標案及び活動計画案につきましては、1 経営体、2 ヘクタールと設定しております。

次ページの遊休農地に関する措置及び違反転用への適正な対応ですが、本町では遊休農地・違反転用の発生がありませんが、引き続き農地パトロールを実施し、未然に防止するとしております。

なお、今後の公表に係る業務ですが、目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに目標及びその達成に向けた活動計画が承認されましたら、町ホームページに公表し、北海道を通じて農林水産省に報告いたします。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第5号 農業委員会の平成31年・令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。第36回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第36回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前 9時25分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

9 番

10 番